

被相続人が亡くなってから
3ヶ月以内

相続人代表者指定届 兼 現所有者申告書

矢掛町長 殿

必ず「自署」し、本人確認書類を添付して
提出してください。押印は不要です。

令和7年10月20日

相続人代表者指定のみの
場合は1つ目の口に✓
してください。

被相続人名義の固定資
産があり現所有者申告を
兼ねる場合は3つとも口
に✓してください。

【相続人代表者 兼 現所有者代表者】 ※自署

住 所	〒 714 - 1201 電話 090 - 1234 - 5678											
ふりがな	やかげ いちろう		被相続 人との 続柄	子	相続分	1 / 6						
氏 名	矢掛 一郎											
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2

- ☒ 相続人代表者を指定しましたので、地方税法第9条の2第1項により届け出ます。
☒ 地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。
☒ 矢掛町税条例第74条の3に規定する現所有者の代表者を申告します。

【被相続人（所有者）】

死亡時の 住 所	岡山県小田郡矢掛町矢掛〇〇番地		
ふりがな	やかげ たろう	死 亡 年 月 日	令和7年8月9日
氏 名	矢掛 太郎		

【相続人（現所有者）】

氏 名	被相続人 との続柄	相続分	住 所	備 考
矢掛 一郎	—	—	—	代表者
矢掛 華子	妻	1 / 2	岡山県小田郡矢掛町矢掛〇〇番地	
矢掛 次郎	子	1 / 6	岡山県岡山市〇〇〇〇	
岡山 晴美	子	1 / 6	東京都〇〇〇〇	
相続人それぞれが「自署」してください 押印は不要です		✓	やむをえず自署できない場合、「R7.10.1 本人 に電話確認済」のように記載してください	

【記載上の注意事項】

- 相続財産は、相続人全員の共有資産であり、相続人全員に固定資産税の納税義務が生じます。
（地方税法第10条による連帯納税義務）相続人全員での協議をお願いします。
- 相続人全員の氏名、住所等を連署してください。相続人のうち自署できない方がいる場合は、
本人の了承を得た上で代署していただいても構いませんが、その旨を備考欄に記入してください。
なお、相続人代表者兼現所有者代表者は必ず自署してください。
- 相続人の中に連絡不能な方がいる場合は、氏名、続柄等を分かる範囲で記入していただき、備考欄
に「連絡先不明」等、連絡が取れない旨を記入してください。
- 相続放棄をした場合、その方は相続人ではありません。相続放棄された方がいる場合は、家庭裁
判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しを添付してください。
- この書類により、不動産登記上の名義が変更されるものではありません。
不動産登記の名義変更は、別途法務局に申請が必要です。（令和6年4月～相続登記の義務化）